

特集

ふくせん独自事業

「より専門的知識及び経験を有する者」養成研修の実施

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 山本 一志



●やまもと かずし●

1977年、東京理科大学卒業後、出版社に入社し、科学雑誌の編集に携わる。1987年、株式会社ヤマタコーポレーションに入社。福祉用具レンタルサービスのシステム構築、マニュアル作成、消毒システムの構築などを手がける。1990年、福祉用具流通事業者の全国ネットワーク「エコール協議会」事務局長に就任。2007年からは、全国福祉用具専門相談員協会事務局長も務める。

●あらずし●

平成25年12月の「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会）で「更なる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討する必要がある」という意見が示された。これを受け、厚生労働省の老健事業で調査・研究を進めてきた「より専門的知識及び経験を有する者」の養成研修を、ふくせん独自事業として開催する。

はじめに

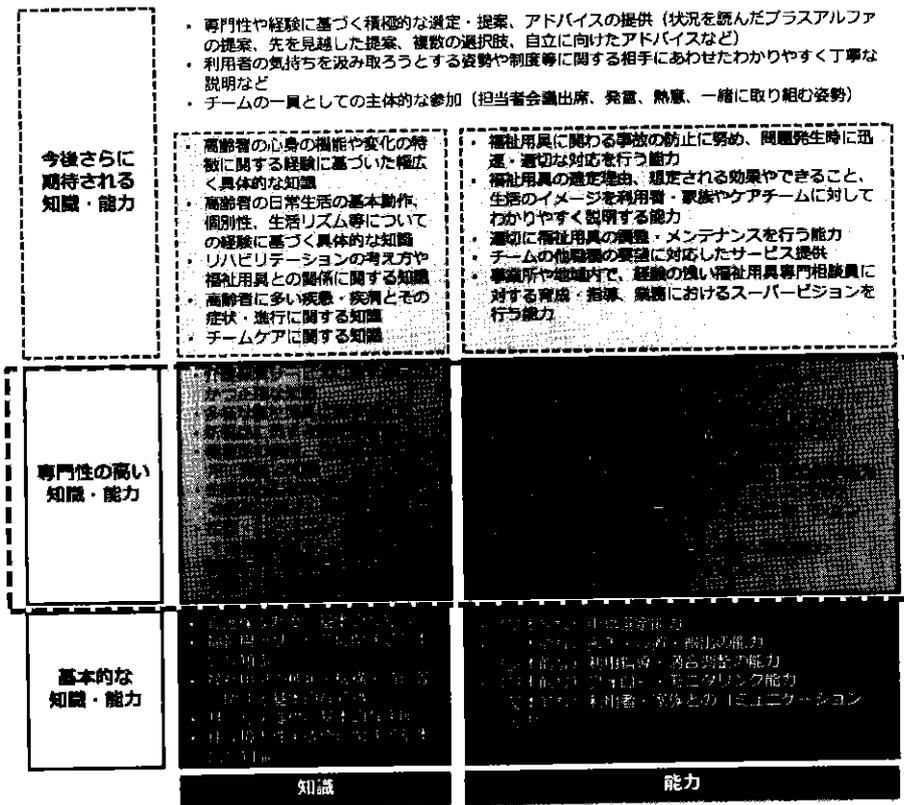
事業」の成果をもとに、立ち上げたふくせん独自事業だった。この独自事業実施の背景は、次の通りである。

平成29年度ふくせん定時総会が、6月20日開催され、今年度の事業計画が報告された。その中の研修に関する活動計画で、「より専門的知識及び経験を有する者」養成研修を、全国4箇所で開催することが発表された。これは平成27年度老健事業「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」と、平成28年度老健事業「福祉用具専門相談員の適正配置に関わる養成モデル事業」の成果をもとに、立ち上げたふくせん独自事業だった。この独自事業実施の背景は、次の通りである。

国は平成27年4月に①福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラム等の見直し、②福祉用具専門相談員の資格要件の厳格化（国家資格保有者と、指定講習修了者に限定）、③福祉用具専門相談員の「自己研鑽努力義務」の運営基準への明文化を行った。これら一連の見直しは、福祉用具専門相談員の質の向上の必要性に対応した制度設計の一環である。

併せて平成25年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、さらなる専門性

より専門的知識と経験を有する福祉用具専門相談員育成のための研修ガイドラインを作成



「より専門的知識および経験を有する福祉用具専門相談員」に求められるレベル
⇒ 本研修における到達目標

図1 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

向上等の観点から、福祉用具貸与事業所の人員基準の2名のうち、1名の福祉用具専門相談員について、「より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進」することの検討が求められた。

それを受けてふくせんでは、27年度、28年度老健事業で、研修カリキュラム、受講要件、講師要件等についての検討とその論点整理を足掛かりとし、研修実施に当たり必要な具体的方法論の検証、ガイドライン策定、および受講者による現場での伝達等に関する養成モデル研修を実施したのである。

研修実施のガイドライン

モデル研修の実施を受けて運営方法を検討した結果、次のような研修機関向けの研修ガイドラインを策定した。

(1) 本研修の目的

① 「より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員」の位置付けと役割

本研修は、一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、「より専門的知識および経験

を有する福祉用具専門相談員」として、実践の場で専門性を発揮するために必要な知識・スキルを定期的に確認、習得、更新することを目的とした。

② 地域包括ケアシステムにおいて多職種との連携の中で専門性を発揮するためには、福祉用具に関わる領域において高い専門性の確立を目指すことが重要である。こうした高度な専門性の獲得は、さらに次のステップで目指すことが望まれる。

(2) 本研修の位置付け

① 「より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員」を養成する研修は、現状の福祉用具専門相談員の養成プロセスを考慮し、厳密なハードルを設けてより高い専門性を確立することやそれを認定することを目的とするのではなく、指定講習の次のステップの研修として、より多くの福祉用具専門相談員が受講し、業界全体の質の底上げを図ることを目指した位置づけとする。

② 能力の維持と、新たな知識のキャッチアップのため、3年ごとの更新制とする。更新研修は直近3年間の現業従事を前提に実務

研修の目的はより多くの福祉用具専門員がステップアップすること。

指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門相談員養成研修	さらに専門性を高める研修 (イメージ)
キャリアパスにおける資格の位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具専門相談員の資格取得 (キャリアパスの入り口) 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、実践の場で専門性を発揮するために必要な知識・スキルを定期的に確認、習得、更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携における高度な専門性の発揮。 特定分野 (ロボット等) の専門性を獲得。 マネジメント、リーダーシップ、指導育成力等も獲得する
研修のねらい <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの他の専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を福祉用具でサポートする福祉用具専門相談員を育成。 地域包括ケアシステムの中で、福祉用具専門相談員の職務や職業倫理に対する理解に基づき、福祉用具サービス計画に沿って自立支援に資するサービス提供を実施できる専門職の養成を目指して改定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識、実践する能力を養う。 福祉用具専門相談員としての専門性構築のための幅広い知識、手法の基盤づくりをねらいとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連分野に関する広い知識とともに福祉用具分野におけるさらに高度な専門性とチームケアにおける実践力を養い、専門職として認定する。 特定分野の専門性獲得においては、地域の中での指導的役割を担うための知識と能力を習得し、専門資格として認定する。

図2 福祉用具専門相談員の資質向上のための研修体系と本研修の位置付け

指定講習	時間	形式	本研修	時間	形式
福祉用具の役割	1時間	講義	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	30分	講義
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1時間	講義	介護保険制度の最近の動向	50分	講義
介護保険制度等の考え方と仕組み	2時間	講義	こころとからだのしくみの理解 障害の理解 発達と老化の理解	50分	講義
介護サービスにおける視点	2時間	講義	認知症の理解	40分	講義
からだところの理解	6時間	講義	コミュニケーションに関する技術	50分	講義
リハビリテーション	2時間	講義	介護技術と福祉用具	50分	講義
高齢者の日常生活の理解	2時間	講義	住環境と住宅改修	90分	講義
介護技術	4時間	講義	福祉用具の特徴と活用	60分	講義
住環境と住宅改修	2時間	講義	最近の福祉用具の動向・活用	30分	講義
福祉用具の特徴	8時間	講義	福祉用具賞与計画書等の作成	150分	講義 演習
福祉用具の活用	8時間	演習	ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	150分	講義 演習
福祉用具の供給の仕組み	2時間	講義	業務プロセスに関するスキルの向上	150分	講義 演習
福祉用具賞与計画等の意義と活用	5時間	講義	総合演習	5時間	演習
福祉用具による支援の手順と福祉用具賞与計画等の作成	5時間	演習			

図3 指定講習と本研修の位置付け

を重視した内容とする。

(3) 対象 (受講要件)

- ① 原則として、福祉用具専門相談員取得後、3年程度の福祉用具選定等の実務経験をもつ者。
- ・自身が担当した事例 (福祉用具サービス計画書等) を提出すること。

(4) 研修方法

- ② 受講要件の確認方法は以下のとおり。
- ・所属事業所管理者により実務経験3年を有することを証明。
- ・受講申請書に、事業所管理者による証明欄を設け、署名を得る。
- ・更新の際の要件は過去3年間の実務経験の証明とする。初回と同様、所属事業所管理者による証明を得る。

- ① 研修方法は、地域ごとの集合研修とする。
- (座学の内容について、e-learningの導入可能性については今後検討)
- ② 演習グループワークを行う日程 (2日目、3日目) では、1回の研修の受講者数は、効果的な進行のため、概ね10人〜50人程度 (1

項目	小項目	内容等	形式	時間	
0	オリエンテーション	本研修の目的と意義 ※20 時間には含まれない	講義	10分	
1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割 福祉用具の定義と種類、役割 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割の確認 福祉用具専門相談員の仕事内容の確認 職業倫理	講義	30分	
2	介護保険制度の最近の動向	介護保険制度の仕組みと動向 地域包括ケアの考え方と福祉用具専門相談員の関わり	講義	50分	
3	高齢者の医療・介護に関する知識	こころとからだのしくみの理解 障害の理解 発達と老化の理解	(こころとからだのしくみ)(応用編) 発達・老化・障害等の関わり方に関する知識 加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ケアにおける新しい概念の理解	講義	50分
		認知症の理解	認知症の理解と対応	講義	40分
		コミュニケーションに関する技術	利用者、家族、ケアチームの他職種とのコミュニケーションに関する具体的な知識	講義	50分
		介護技術と福祉用具	(介護技術)(応用編) 介護技術と福祉用具に関する具体的な知識	講義	50分
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修	住環境と福祉用具に関する経験に基づく具体的な知識	講義	90分
		福祉用具の特徴と活用	福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法 基本的動作と日常生活場面、高齢者の状態像・生活スタイルに応じた福祉用具の特徴 各福祉用具の選定・適合技術	講義	60分
		最近の福祉用具の動向・活用	最近の福祉用具の動向・特徴・利用方法	講義	30分
5	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具賞与計画書等の作成	(計画書の意義の理解と作成、活用)(応用編) 的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	講義 演習	150分
		ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	ケアマネジャーと円滑に連携する能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 医療・福祉などの多職種との連携	講義 演習	150分
		業務プロセスに関するスキルの向上	福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 搬入・設置・撤出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	講義 演習	150分
6	総合演習	学習内容を踏まえた総合演習 一連のプロセスの実践、チェック	演習	5時間	
計				20時間	

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施すること。
 ※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

図4 <研修カリキュラムとプログラム構成例>

- 日目の座学の受講者数については、演習が別日程の受講者が同じ日に受講する等を可能とし、特に制約を設けない。
- ③ グループワークの際のグループの人数は6〜8名程度が基本。
- ④ 概ね50人を超える場合には、グループワークを効果的に行うため、ファシリテーターを配置することが望ましい。
- (5) 時間数と日程
- ① 時間数は、20時間とする。
- ② 20時間のプログラム構成は、3日間を想定している。受講者の受講しやすさ等に配慮し、研修実施機関において自由に設定可能。
- ③ 日程構成は、受講しやすさを考慮して設定する。
- ・ 週1回(1日)×3週に分けて実施。
 ・ 3日間連続で実施 など
- (6) カリキュラムの全体構成
- ① カリキュラム構成の考え方
- ・ 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養うことを目的。

研修は3日間を想定し、1回に10〜50人までの受講者の受講が望ましい。

- ・経験に基づき、知識と実践を結びつける内容。
- ・一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新することが必要。
- ・演習を取り入れ、実践的な能力を養う。
- ・多職種との連携、サービスマ担当者会議等での発言力を強化する内容。

② プログラム構成例

以下に3日間のプログラム構成例を示す。

- 1日目は、講義形式による知識の習得が中心。2日目は、演習を通して業務プロセスに関するスキルを高める内容。3日目は、2日間で学んだ要素を活用した総合演習により、実践力の向上につながる構成。

(7) 研修の内容と展開について

- ① 一定期間ごとに新しい福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新することが必要と考えられるため、本研修は更新制とする。

目例

- ・最近の福祉用具に関する知識（介護ロボット等の動向も含む）。

- ・介護保険制度の動向。

- ・認知症や高齢者の心身の状態に関する新たな知見およびそれに基づく適切な対応のあり方。

(8) 事例の活用

- ① 受講要件として経験と業務遂行能力の確認ならびに研修での活用を目的として、自身が担当した事例（1件）を提出。

② 演習における活用

- ・グループワークを中心とした課題解決型、参加型の演習を行う。事例を用いて、自己点検及び相互点検を行う。
- ・点検表等を用いてチェックポイントに沿って自己点検により確認するとともに、他者の視点からの指摘や意見交換により気づきを得るために活用。

④ 事例の提出方法（例）

- ・学習効果を高めるため、演習教材に適した内容の事例を収集することが望ましい。
- ・以下の条件に合致する事例を提出する。
- ・本人が担当した事例に限定。（過去1年程度）
- ・他の受講者に紹介したい事例、意見を聞きたい事例など。

(9) 個人情報保護

- ① 個人情報保護に対する配慮が非常に重要。研修実施機関においては、個人情報保護に配慮された事例のみ受け取る。

- ② 事例の提出に関する利用者の許諾等については、所属する事業所の責任のもとで対応。

(10) 修了評価について

- ① 修了要件については、指定講習の考え方に準じ、研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）を行い、科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価する。
- ② 到達度が十分でない場合には、レポート提出等により、基準への到達に努める。
- ③ 修了要件を満たした受講者に、修了証を発行。

④ 修了評価の方法（例）

- ・筆記試験（○×式）
- ・設問数は1時間3問×15時間145問程度。

⑤ 合格基準

- ・6割の得点をもって合格とみなす。
- ・演習単元の評価は、演習シート（点検結

研修を通じ、これまでの実務経験に基づいた知識と実践を結びつけ、新たな知見を得てもらう。

研修実施において、内容・評価・講師・問題についてそれぞれ標準化していく必要がある。

果を踏まえた計画の見直し)の提出をもつて「到達」とみなす。

⑥補講等の方法

合格基準に満たない場合、レポート提出等により、基準への到達を支援。

(11)欠席、遅刻、早退等の取扱い

①遅刻、早退の場合には、出席とみなすことができない。

②やむを得ない事由による欠席の場合、他

の日程で振替受講も可能。

今後に向けた検討事項

今後、本研修が全国の研修実施機関において円滑かつ効果的に実施されるためには、さらに以下の事項について検討する必要がある。

(1)研修の標準化と質の確保

研修の提供にあたっては、量の確保のみ

①標準的なテキスト作成

ならず、より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員が養成されるよう、研修内容の質についても担保する必要がある。それにより、研修修了者の質も確保されることになる。研修の質および修了者の質の担保のためには、以下の点について、具体的な方策や体制、制度のあり方を検討する必要がある。

研修実施機関や講師によらず、一定の内

大項目	小項目	講師要件
0	オリエンテーション	研修機関等
1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者
2	介護保険制度の最新動向	(1)行政職員(2)保健師(3)看護師(4)理学療法士(5)作業療法士(6)社会福祉士(7)介護福祉士(8)介護支援専門員(9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者
3	高齢者と医療・介護に関する知識	(1)医師(2)保健師(3)看護師(4)理学療法士(5)作業療法士(6)精神保健福祉士(7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者
	認知症の理解	※特に認知症の症状や対応についての専門知識・現場経験を有する
	介護技術コミュニケーションに関する技術	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)介護福祉士(6)介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	(1)理学療法士(2)作業療法士(3)福祉住環境コーディネーター1級、2級試験合格者(4)一級、二級建築士(5)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(6)福祉用具専門相談員(7)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者
	新しい福祉用具の特徴と活用	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(6)介護福祉士(7)介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(8)

大項目	小項目	講師要件
	最近の福祉用具の動向・活用	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者 ※特に新しい用具の特徴、活用例、事故防止と安全に関する知見を有する
5	業務プロセスに関する知識、技術	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)介護福祉士(8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者 ※多様なケースを担当し、実務経験を有する
	ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	(1)行政職員(2)保健師(3)看護師(4)理学療法士(5)作業療法士(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)社会福祉士(8)介護福祉士(9)介護支援専門員(10)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(11)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者 ※多様なケースを担当し、実務経験を有する
	業務プロセスに関するスキルの向上	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)介護福祉士(8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者 ※多様なケースを担当し、実務経験を有する
6	総合演習	(1)保健師(2)看護師(3)理学療法士(4)作業療法士(5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)介護福祉士(8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に選任であると特に認められる者 ※多様なケースを担当し、実務経験を有する

図5 講師要件

容の研修を提供するためには、本事業で提示した指導要領に沿って作成された標準的なテキストを用いて、講義、演習を行うことが有効であると考えられる。

カリキュラムの検討経緯を踏まえ、研修全体の体系および単元ごとの指導目標に即した適切なテキストを、有識者や現場経験者等、講師候補者により作成し、これを標準として用いることが望ましいと考えられる。

② 研修機関（講師）の質の標準化

円滑に研修を運営し、一定の質の研修を提供するためには、研修実施機関および講師についても、一定の要件を設けることが必要となる。このような観点から、研修実施機関および講師の質を評価し、認定するための仕組みについて検討する必要がある。研修実施機関や講師の質の評価、認定を行う場合には、適切かつ公正な評価・認定を行うための組織や体制のあり方について検討することが求められる。

例えば、本事業においてヒアリング調査を行った、介護福祉士のファーストステップ研修では、介護福祉士会が有識者からなる委員会を設置してその機能を有している。

このように、研修修了者に求められる業務や役割に対する専門性を有する機関が、有識者による委員会を組織して、研修実施機関を認定し、質を管理する仕組みなどを参考とすることが考えられる。

③ 修了評価の問題レベルの標準化

資格に対する信頼性を担保するためには、研修修了者の質の担保が必要であり、そのために修了評価において、一定の知識、スキルの習得を保障することが求められる。修了評価における問題や、合格基準の水準にばらつきが生じることがあってはならない。したがって、修了評価の問題と合格基準は一定に保つ必要があるが、個々の研修実施機関が独自に設定するのではなく、全国共通の問題を用いて、共通の水準で評価するための仕組みについて検討する必要があると考えられる。

(2) 今年度の「より専門的知識及び

経験を有する者」養成研修
今年度はふくせん独自事業として、次の地域で、2つの研修機関に依頼して4回の研修を実施する予定でいる。

是非、この「より専門的知識及び経験を有する者」養成研修を受講され、より利用者に寄り添う福祉用具サービス計画を作成するスキルを学んでいただきたいと考えている。そしてこの研修修了者が、地域や所属事業所において、頼られる福祉用具の専門家として、多職種との連携に参加し、全国各地で活躍されることを望んでいる。

開催場所・日程

■	東京会場(お茶の水ケアサービス学院)	11月6日(月)	~	8日(水)
■	大阪会場(大阪府社会福祉会館)	12月11日(月)	~	13日(水)
■	福岡会場(電気ビル)	1月15日(月)	~	17日(水)
■	宮城会場(フォレスト仙台)	2月21日(水)	~	23日(金)

今年度実施する4回の研修を受講、多職種との連携に参加し、各地での躍進を期待する。